

議案第 8 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成１２年君津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１７の項中「、第６３条第３項第６号若しくは第７号ロ又は第６８条の６９第３項第６号若しくは第７号ロ」を「又は第６３条第３項第６号若しくは第７号ロ」に改め、同表１８の項中「、第６３条第３項第７号イ又は第６８条の６９第３項第７号イ」を「又は第６３条第３項第７号イ」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１２号の７の２に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第１５条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第１６条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第６８条の６９第２項第１号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の君津市手数料徴収条例別表第２の１７の項及び１８の項の適用については、これらの項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第１４条第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第１６条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同表１７の項中「第２８条の４第３項第６号若しくは第７号ロ、第３１条の２第２項第１５号ニ、第６２条の３第４項第１５号ニ又は第６３条第３項第６号若しくは第７号ロ」とあるのは「第６８条の６９第３項第６号又は第７号ロ」と、同表１８の項中「第２８条の４第３項第７号イ又は第６３条第３項第７号イ」とあるのは「第６８条の６９第３項第７号イ」とする。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第 2 （第 2 条）		別表第 2 （第 2 条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1 ～ 1 6 省略		1 ～ 1 6 省略	
1 7 租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 2 8 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ、第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ、第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ又は第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ _____に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略	1 7 租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 2 8 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ、第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ、第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ、第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略
1 8 租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号イ又は第 6 3 条第 3 項第 7 号イ _____に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略	1 8 租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号イ、第 6 3 条第 3 項第 7 号イ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ_____に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略
1 9 ～ 5 3 省略		1 9 ～ 5 3 省略	
備考 省略		備考 省略	

